

美しいまちづくりのための 屋外広告物のルール

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、
個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、
商標やシンボルマークなどの記号表示や、その内容が営利を目的としないものまで含まれます。



岐阜市

はじめに

屋外広告物は、店舗の所在地や商品名、サービスなどの情報を伝える役割があるとともに、まちの活気や個性、にぎわいの演出には欠かせません。

しかし、無秩序に掲出した広告物や、適切な管理が行われていない広告物は、まちの景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊などによる思わぬ危害を及ぼすおそれがあります。

そこで、岐阜市では「屋外広告物法」に基づいた「岐阜市屋外広告物条例」や「岐阜市屋外広告物条例施行規則」を制定し、都市や自然の景観に調和した安全な広告物が掲出されるためのルールを定めています。



地域の特性に応じた広告景観を形成するために

まちの中には、伝統的な風情を残す通りや、歴史的建物が連なる地域、良好な環境が整った住宅地域、商業活動が営まれ、娯楽・飲食施設などが集積した活気あふれる地域など、様々な地域があります。

岐阜市では、これらの地域の特性に応じた地区の指定または認定をすることにより、その地域によりふさわしい広告景観の形成を図るための制度を設けています。

広告物規制地区

金華地区 金華山・長良川地区

地域の特性に応じた良好な景観を保全するため、広告物に関する基本方針と許可基準を定めることができる地区

広告物協定地区

※現在認定はありません

地域の良好な景観を整備するため、地元の住民等がその地域における広告物の表示方法などについて協定を締結する地区

広告物活用地区

柳ヶ瀬地区

活力にあふれ、表情豊かなまちなみ形成を図るため、広告物の規制を緩和する地区

景観上・安全上、支障を及ぼすおそれのないものとして、市長の『確認』を受けた場合は、創意を凝らした広告物の掲出も可能



屋外広告物を掲出する場合には

一部の広告物を除き、あらかじめ地域ごとに定められた基準を守り、市長の許可を受けなければなりません。自己の敷地内に表示される自己の広告物の合計面積が10平方メートル以下の場合、許可は不要です。

● 許可の基準

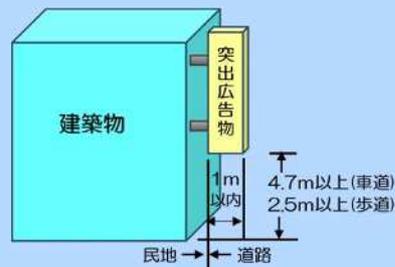
■ 許可地域（禁止地域・広告物規制地区以外の市内全域）

〈屋上広告物〉



表示個数：一建築物につき1個(堅固な建築物に掲示する場合を除く)
 表示面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)
 高さ：地表から広告物を設置する箇所までの高さの2/3以下
 $H \leq h \times 2/3$
 その他：建築物から横にはみ出さないこと

〈突出広告物〉

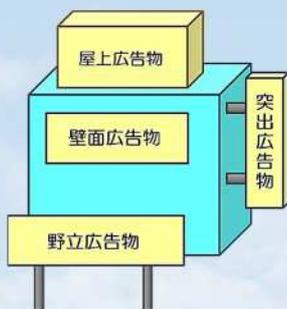


表示個数：一壁面につき1個(堅固な建築物に掲示する場合を除く)
 表示面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)
 下端の高さ：歩道上・・・地表から2.5m以上
 車道上・・・地表から4.7m以上
 道路上への出幅：1m以下
 その他：壁面の上端を超えないこと

〈壁面広告物〉

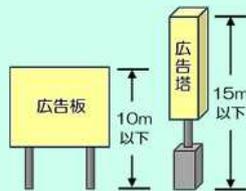


表示面積：30㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計は当該同一壁面の面積の1/2以下
 その他：窓面開口部をふさがらないこと
 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと



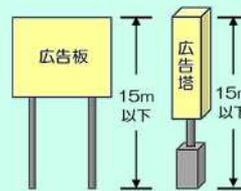
〈野立広告物〉

【一般広告物(道路沿線等)の場合】



表示面積：1面20㎡以下、合計40㎡以下
 高さ：広告塔・・・15m以下
 広告板・・・10m以下

【自家広告物(事業所等の敷地内)の場合】



表示面積：合計50㎡以下
 高さ：15m以下

■ 禁止地域 禁止地域であっても、次の基準を守れば、許可を受けて広告物を掲出できます。

【自己の住所等を知らせるため、その付近に表示・設置する広告物の場合】

※案内誘導を目的とするものに限る
 ※必要最低限の事項を表示するものに限る

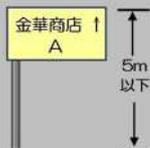
表示面積：一面2㎡以下、合計4㎡以下
 集合広告の場合は一面10㎡以下、合計20㎡以下

高さ：野立広告物は5m以下

●動光、点滅照明、ネオンなどを使用しないこと

●隣接する地域の規制、許可基準を満たすものであること

●単独案内板



$A \leq 2\text{㎡}$ (合計4㎡以内)

●集合案内板



$B+C+D+E+F \leq 10\text{㎡}$ (合計20㎡以内)

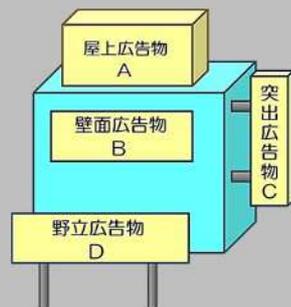
【自家広告物(事業所等の敷地内)の場合】

●一の事業所等につきすべての広告物の表示面積の合計が50㎡以下
 $(A+B+C+D \leq 50\text{㎡})$

●発光を伴う塗料または材料を使用しないこと

●デジタルサイネージは必要最小限の個数で設置場所に配慮すること
 (表示面積：一面2㎡以下、合計4㎡以下)

●隣接する地域の規制、許可基準を満たすものであること



■その他の広告物 ●立看板等 ●はり紙 ●はり札等 ●広告幕・網 ●アドバルーン ●電柱・街灯柱広告など 各広告物の個別基準については、担当へお尋ねください。

金華地区及び金華山・長良川地区は、広告物規制地区に指定しています。この地区で広告物を掲出する場合は、規制地区基本方針に適合させるように努めるとともに、規制地区の許可基準を満たさなければなりません。

● 規制地区基本方針

● 基本構想

<金華地区>

金華地区の屋外広告物の適切な規制・誘導を図るため、屋外広告物の形態意匠、面積、色彩、掲出位置、素材、照明等について、金華山等の自然や歴史的資源を背景とした眺望景観、歴史的まちなみ景観、長良川鵜飼等の文化的な景観と調和した掲出を行うものとする。

<金華山・長良川地区>

長良川流域の屋外広告物の適切な規制・誘導を図るため、屋外広告物の形態意匠、面積、色彩、掲出位置、素材、照明等について、長良川や金華山、百々峰等の自然景観、それらと市街地との調和、長良川鵜飼などの文化的な景観に配慮した屋外広告物の表示・設置を行うものとする。

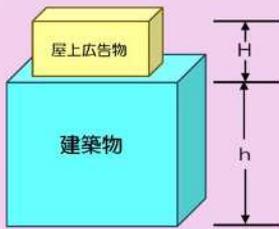
● 基本的事項(主なもの)

- 形態意匠：複雑な形状のものや安易な仕様のは、設置しないように努める。
建築物を利用するものは、主な色彩及び形状を周辺の景観と調和させるよう努める。
- 色彩：複数のものを同一方向に設置する場合は、色彩の調和を図る。
けばけばしい印象を与える色彩及びその組み合わせは控える。
- 掲出位置：金華山、岐阜城などへの見通しを極力確保する位置に掲出する。
- 照明：レーザー光線、ネオンサイン、電光掲示板等の使用は控える。



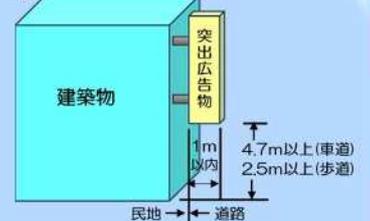
● 広告物規制地区の許可の基準(金華地区、金華山・長良川地区)

<屋上広告物>



- 表示個数：一建築物につき1個
- 表示面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)
- 高さ：地表から広告物を設置する箇所までの高さの1/3以下
 $H \leq h \times 1/3$
地表からの高さは、高度地区、地区計画、景観計画で定める建築物等の高さの上限を超えないこと
- 色彩：地色は彩度10以下(別図参照)
- その他：**自家広告物に限る(一般広告物は設置不可)**
建築物から横にはみ出さないこと
照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
- デジタルサイネージは設置しないこと

<突出広告物>



- 表示個数：一建築物につき1個
- 表示面積：10㎡以下
- 下端の高さ：歩道上…地表から2.5m以上
車道上…地表から4.7m以上
- 道路上への出幅：1m以下
- 色彩：地色は彩度10以下(別図参照)
- その他：壁面上端を超えないこと
照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
- デジタルサイネージは設置しないこと

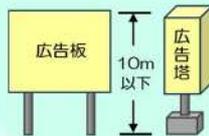
<壁面広告物>



- 表示面積：20㎡以下
同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の1/3以下
- 色彩：地色は彩度10以下(別図参照)
- その他：窓面開口部をふさがれないこと
取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと
照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
- デジタルサイネージは自家広告物に限るものとし、必要最小限の個数で設置場所に配慮すること(表示面積：一面2㎡以下、合計4㎡以下)



<野立広告物>



- 表示面積：1面10㎡以下、合計20㎡以下
- 高さ：10m以下
- 色彩：地色は彩度10以下(別図参照)
- その他：照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
- デジタルサイネージは自家広告物に限るものとし、必要最小限の個数で設置場所に配慮すること(表示面積：一面2㎡以下、合計4㎡以下)

※禁止地域と重なる場合は、禁止地域の基準も参照してください。

● 別図：広告物規制地区の色彩許可基準

広告物の地色として使用できる色彩の例(マンセル表色系(JIS Z 8721))を使用 ※下記の色はイメージです。実際の色彩は色見本等でご確認ください。



許可申請の手続き

屋外広告物を掲出する場合には、一部の広告物を除いて、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。
また、許可期間満了後も引き続き広告物を掲出する場合には、更新の許可申請が必要です。

● 手続の流れ



◆◆許可申請に必要な書類◆◆

■ 新規許可申請

- 屋外広告物許可申請書(様式第1号)
- 広告物を設置する場所及びその付近の状況を明らかにした見取図
- 広告物を設置する場所及びその付近を撮影したカラー写真
- 広告物の形状、寸法、構造、色彩、地表から上端までの高さ等を示す図面
- 建築物を利用する広告物は、建築物の高さ、壁面の面積、その広告物との位置関係を示す図面

■ 変更許可申請

- 屋外広告物許可申請書(様式第1号)
- 新規申請に必要な書類のうち変更があるもの

■ 更新許可申請

- 屋外広告物許可申請書(様式第1号)
- 屋外広告物点検報告書(様式第2号)
(申請前3月以内の点検に限る)
- 広告物等のカラー写真

※新規許可申請、変更許可申請の場合は、事前に設置場所の規制と許可基準をご確認ください。
変更許可申請で広告物の数や面積が増加しない場合、手数料は不要です。

□■ 事前協議について ■□

次に該当する広告物等を設置する場合は、新規又は変更の許可申請をする前(計画の時点)に事前協議をしてください。

- 地上6階以上の建築物又は工作物に表示し、又は設置するもの
- 広告物の上端までの高さが地上から20mを超えるもの
- 延べ面積が3,000㎡を超える建築物又は工作物に表示し、又は設置するもの

◆◆◆ 屋外広告物の点検について ◆◆◆

更新許可申請をする場合は、申請日の前3月以内に点検した「屋外広告物点検報告書」を添付してください。(すべての広告物が対象)

※表示期間の開始日が令和9年4月1日以降は、「有資格者」が点検した「屋外広告物点検報告書」の提出が必要な場合があります。

■ 有資格者による点検が必要な広告物

- 地表から広告物の上端までの高さが4mを超えるもの

<対象から除くもの>

- ・簡易な広告物(はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーンなど)
- ・建物の壁面に直接塗布、プラスチックフィルム貼り、投影するものなど

■ 有資格者(屋外広告物の点検ができる資格を持つ者)

- 屋外広告士
- 屋外広告物点検技能講習(*2)修了者
((*2):(公社)日本サイン協会及び(一社)日本屋外広告業団体連合会が共催するもの)
- 建築士(1級、2級 ※木造建築士を除く)

■ 主な関係法令について

- 広告物の高さが4mを超える場合は、**工作物の確認申請が必要**です。【建築基準法】
- 防火地域内にある広告物で屋上に設置されているもの又は広告物の高さが3mを超えるものは、その**主要部分を不燃材料で造る、または覆う必要**があります。【建築基準法】
- 広告物を道路上に設置する場合は、**道路管理者の占用許可が必要**です。【道路法】

■ その他の手続きについて

【管理者等が変わったら】

- 広告物の管理者等に変更があった場合は、速やかに「屋外広告物管理者等変更届出書(様式第10号)」を提出してください。

【広告物を除却(撤去)したら】

- 広告物を除却(撤去)した場合は、速やかに「屋外広告物除却届出書(様式第11号)」を提出してください。

■ 各種手続きには、岐阜市ホームページのご利用が便利です

- 各種申請書類は、郵送、オンライン申請、e-mail、FAX、窓口で提出できます。
- オンライン申請は、岐阜市ホームページの「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」から、キーワード「屋外広告」で申請フォームを検索してください。

*各種申請書・届出書は岐阜市ホームページ(ページ番号1002939)からダウンロードできます。

屋外広告物の許可期間と手数料

● 許可期間と手数料

広告物の種類	区 分	許可期間	手数料		
			照明あり	照明なし	
野立広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	表示面積5㎡まで	3年(新規のみ)	3,080円	2,240円	
		2年	2,090円	1,520円	
		1年	1,200円	900円	
	5㎡を超える場合は 5㎡まで毎に追加	3年(新規のみ)	3,080円	2,240円	
		2年	2,090円	1,520円	
		1年	1,200円	900円	
立 看 板	1枚につき	2ヵ月	200円		
は り 紙	100枚につき		400円		
は り 札	1枚につき		80円		
告 告 幕・網	1枚につき		300円		
アドバルーン	1個につき		600円		
電柱・街灯柱広告	1個につき		1年	300円	
その他の広告物	1個につき		1年	300円	

※屋外広告物手数料は非課税です。

屋外広告業を営む方は登録が必要です

岐阜市内で「屋外広告業」を営もうとする方(市内における営業所の有無は問いません)は、市長の登録を受けなければなりません。また、登録を受けようとする場合、営業所ごとに業務主任者を置かなければなりません。

なお、岐阜県屋外広告物条例に基づき登録を受けた屋外広告業者が、岐阜市内で屋外広告業を営もうとする場合、「特例屋外広告業の届出」により、岐阜市で登録を受けたものとみなされる特例制度があります。

広告物の表示・設置、改修を業者に依頼する場合は、岐阜市の登録業者又は特例届出業者に依頼してください。

■ 屋外広告業

広告主から広告物の表示・設置に関する工事等を請け負い、屋外で公衆に広告物を表示することを「業」として行う営業をいいます。

■ 業務主任者となることのできる要件

- 屋外広告士の試験に合格した者
- 都道府県、指定都市、中核市で開催する講習会の課程を修了した者
- 職業能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定合格者又は職業訓練の課程を修了した者
- 市長が屋外広告物講習会修了者等と同等以上の知識を有するものと認めた者

広告物を表示する者の義務及び違反に対する措置や罰則があります

■ 広告物を表示するものの義務

- 管理義務……………広告物の表示者、設置者、管理者は、広告物を良好な状態に保つように管理しなければなりません。
- 点検義務……………広告物の表示者、設置者、管理者は、広告物の本体、接合部、支持部等の劣化や損傷の状況を点検しなければなりません。
- 除却義務……………許可が取り消されたとき、または設置の必要がなくなったときは広告物を除却(撤去)しなければなりません。

■ 違反広告物に対する措置

- 措置命令……………市長は、岐阜市屋外広告物条例・規則に違反している広告物について、必要な措置を命ずることができます。
- 許可の取り消し… 市長は、許可条件に違反したり、不正手段で許可を受けた場合は、許可を取り消すことができます。
- 立入検査……………市長は、必要な限度内で、職員等に広告物のある土地や建物に立入り、広告物等を検査させることができます。
- 簡易除却……………道路上の電柱や街路樹、信号機などへの「はり紙、はり札等、広告旗、立看板等」は、違反広告物として岐阜市で除却します。

■ 罰則

条例の規定に違反した場合や、岐阜市屋外広告物条例に基づく措置命令に違反した場合は、拘禁刑若しくは罰金又は過料に処されます。

<例>

○一年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

市長の登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合、屋外広告業の営業停止の命令に違反した場合

○50万円以下の罰金

許可を受けずに広告物を掲出した場合、禁止地域又は禁止物件に広告物を掲出した場合、広告物を除却すべきときにしなかった場合、措置命令に従わなかった場合

— 問い合わせ先 —

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 (市庁舎17階)
TEL:058-265-3985 FAX:058-264-1760
E-mail:koukoku3985@city.gifu.gifu.jp